6 相談・貸付～返済までの流れ

社会福祉協議会・生活福祉資金貸付事業

❶ 相　談
本貸付は「世帯への貸付」という考え方をとっています。ご家族の状況・収入・負債などの世帯状況について詳しくお聞かせください。
お住まいの区市町村の社会福祉協議会にまずはお電話いただき、ご相談ください。世帯全体の状況を把握するために、相談時に書類等をご用意いただくことがあります。

❷ 申込書類の準備
相談により資金の申込みが適切と判断された場合は、借入理由に応じて必要な書類を揃えてください。必要書類は借入や世帯の状況により異なります。また、ご相談内容により追加で書類提出をお願いすることがあります。

❸ 申 込 み
借入申込書・必要書類を窓口である区市町村の社会福祉協議会に提出してください。その後、区市町村社会福祉協議会より東京都社会福祉協議会に提出されます。

❹ 審　査
貸付について、東京都社会福祉協議会が審査を行います。審査中に追加で聞き取りや書類の提出等のお願いをする場合があります。

❺ 貸付決定
貸付の可否について、ご本人様宛(*)に連絡します。
審査の結果により、貸付ができない場合もあります。

❻ 資金交付
審査により貸付が決定した場合は、貸付決定日の翌営業日にご本人様口座に資金が交付されます。

❼ 据置期間
資金交付後2か月間は据置期間になり、その翌月から返済が始まります。
※希望があれば、据置期間から返済を開始することも可能です。

❽ 返済(償還)
資金交付日の翌月から3か月目より返済が始まります。
返済開始後は、原則として毎月1回、金融機関からの口座引落しによる返済となります。(口座振替は毎月22日、金融機関休業日の場合は、翌営業日)
返済が完了するまでの間、順調に返済できるよう区市町村の社会福祉協議会の職員が相談支援いたします。住所・氏名等届けてある内容に変更があった場合や返済が難しくなった等、お困りの場合は、必ず連絡・相談してください。

❾ 返済完了
返済期間は最長12か月で、貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただきます。返済完了後、借用書を返却いたします。

最短で5日程度(営業日)かかります

最長で12か月

相談・つなぎ

相談・つなぎ

必要に応じて双方の支援につなぎ、連携をして支援をします

連絡

*自立相談支援機関を利用されている場合は、自立相談支援機関にも、貸付決定や、返済状況等の連絡をします。

連携

各区市等の「自立相談支援機関」

上記は自立相談支援機関との標準的な連携パターンを掲載したものです。生活再建までの間、自立相談支援機関と必要に応じた連携を行います。

例えば…返済は下記のようになります

1月10日に貸付を受け、返済回数12回とした場合

借入額 1月10日借入	据置期間	初回の返済		2～11回目の返済		最終回の返済	
		返済日	返済額	返済日	返済額	返済日	返済額
5万円	2月・3月	4月22日	4,160円	毎月22日	4,160円	翌年3月22日	4,240円
10万円	2月・3月	4月22日	8,330円	毎月22日	8,330円	翌年3月22日	8,370円

★相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会です。

相談窓口

2025.5（10,000）